

中古商品自動車に係る自動車税種別割の減免制度 について

中古自動車販売業者（下記1の要件に該当する者）が自動車税種別割の賦課期日（毎年4月1日）に所有する中古商品自動車（下記2に該当する車）については、自動車税種別割が一部減免されます。【熊本県税条例第109条第1項第9号】

この減免措置を希望される方は、下記の事項をお読みのうえ所定の手続きを行ってください。

1. 減免を受けるための要件

- (1) 中古自動車販売業者が納税義務を有するすべての自動車税種別割（延滞金も含む）について滞納がないこと
- (2) 当該年度の納税義務のあるすべての自動車税種別割を納期内（令和7年（2025年）6月2日（月曜日）まで）に納付していること
- (3) 地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は法第22条の28第1項の規定により通告処分（料りに相当する金額に係る通告処分を除く。）を受けた者にあつては、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から3年を経過していること。また、地方税に係る滞納処分を受けた者にあつては、当該滞納処分の日から2年を経過していること

[熊本県税条例施行規則第33条の8第1項]

2. 減免の対象となる中古商品自動車

- (1) 3月31日以前に登録（新車新規登録、中古新規登録を除く）され、引き続き4月1日現在において、中古自動車販売業者が商品として所有し、かつ展示している自動車
（ただし、修理・オークション等のため展示できないものはこの限りではない。）
- (2) 道路運送車両法第4条に定める登録を受けている自動車で、その登録事項の所有者名、使用者名とも申請名義人と同一である自動車
- (3) 一般財団法人日本自動車査定協会熊本県支所において商品中古自動車であることが証明されている自動車

[熊本県税条例施行規則第33条の8第2項]

3. 減免の対象とならない自動車の例

- (1) 新規登録（新車新規登録、中古新規登録）車
- (2) 軽自動車
- (3) 社長等が使用している社用車
- (4) 代車用自動車

4. 減免額

◎年税額の12分の3に相当する額（ただし、合計額は納税額を超えることはありません。）

（4月または5月に抹消した場合は、それぞれ12分の1または12分の2に相当する額となります。）

申請の手続きについては、裏面をご覧ください

中古商品自動車の減免申請について

《手続き1》

商品中古自動車証明申請

(自動車税事務所への減免申請には、この証明書の添付が必要です。)

- 【申請先】 一般財団法人日本自動車査定協会 熊本県支所 (以下「査定協会」という。)
- 【提出期間】 令和7年(2025年)4月1日(火曜日) から 4月30日(水曜日)まで
- 【申請書類】 ※ 下記の①及び③の用紙は申請先の査定協会にあります。
 - ① 商品中古自動車証明申請書
 - ② 古物商許可証の写し
 - ③ 主たる営業所等の届出に関する自認書(令和7年度に初めて申請するかたのみ提出を要します。)
 - ④ 中古商品自動車の車検証の写し(但し、電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項の写し)、又は古物台帳の写し(申請者が当該年度の4月1日時点で商品中古自動車証明申請書に記載されている登録番号及び車台番号の商品中古自動車の所有者であり、かつ使用者であったことの確認ができるもの)
- 【手数料】 証明手数料は、1台につき550円(消費税を含む。)となります。

◎【証明書申請に関する問い合わせ先】

〒862-0901 熊本市東区東町4-14-8(県自動車会館2階)
一般財団法人日本自動車査定協会 熊本県支所 電話(096)369-5123



《手続き2》

自動車税種別割減免申請(中古商品自動車)

減免の要件

令和7年度に納税義務のあるすべての自動車税種別割を
納期限内に納付していること
納期限内: 令和7年(2025年)6月2日(月曜日)まで

※減免申請車以外の車もすべて納期限内に納付する必要があります。
1台でも納期限内に納付されていない場合は、すべての車両の減免ができません。

- 【申請先】 自動車税事務所、県央広域本部課税第一課、
県北広域本部課税課、県南広域本部課税課、天草広域本部税務課
※各地域振興局では受付を行いません。
※郵送で申請される場合は自動車税事務所へ送付してください。
- 【申請期間】 令和7年(2025年)5月1日(木曜日) から 7月2日(水曜日)まで
※郵送で申請される場合は上記申請期限までの消印有効
(納期限の翌日から起算して30日を経過する日まで)
- 【提出書類】
 - ① 自動車税種別割減免申請書(別記第47号様式)
※様式(エクセルファイル)は熊本県ホームページからダウンロードできます。
(熊本県TOP⇒ページ番号でさがす⇒「227623」と入力・検索するか、
右の二次元コードよりお進みください)
また、当事務所1階ロビーに用紙があります。
※減免申請書について、提出者の押印は不要です。
 - ② 一般財団法人日本自動車査定協会の発行する商品中古自動車証明書(上記《手続き1》により交付)
 - ③ 所有するすべての自動車(※軽自動車分は除く。)に係る減免申請年度分の自動車税種別割の
納期限内納付の実績についての納付確認書(別紙参照)



◎【減免申請に関する問い合わせ先】

熊本県自動車税事務所 〒862-0901 熊本市東区東町4丁目14-37
中古商品自動車減免担当 電話(096)368-4020